# 労働安全衛生法改正案(H24.11廃案)の概要 (受動喫煙防止対策部分抜粋)

# 全事業者(右欄の事業者を除く)

● <u>屋内作業場を全面禁煙又は空間分煙にする</u>措置 を講じなければならない。





### 喫煙室の要件(案)(省令事項)

- ① 非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しない
- ② 喫煙室内に室外から一定の空気の流れ(<u>0.2m/s以上</u>) がある

[参考] 分煙効果判定基準報告書(平成14年6月)

# 飲食業、宿泊業、娯楽業の事業者(※)

●飲食物その他の<u>役務の提供を行う屋内作業場</u>に ついては、<u>労働者の受動喫煙の程度を低減させる</u> ために、次の<u>いずれかの</u>措置(措置内容は省令事項) を講じなければならない。

## たばこ煙の浮遊粉じん濃度基準(案)†

- 喫煙エリアにおけるたばこ煙の浮遊粉じん濃度が、平均で0.15(mg/m³) 以下であること
  - ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)、事務 所衛生基準規則における室内の浮遊粉じん濃度の基準も 0.15(mg/m³) 以下。

#### 又は

#### 喫煙エリアの換気量基準(案)<sup>†</sup>

- 喫煙エリアにn席の客席がある場合1時間あたりの必要 換気量が70.3×n (m³/時間)であること
  - ・ 11席の客席であれば、家庭用の換気扇の換気量800(m³/時間)で可
- † 職場における受動喫煙防止対策基準検討委員会報告書(平成22年9月)

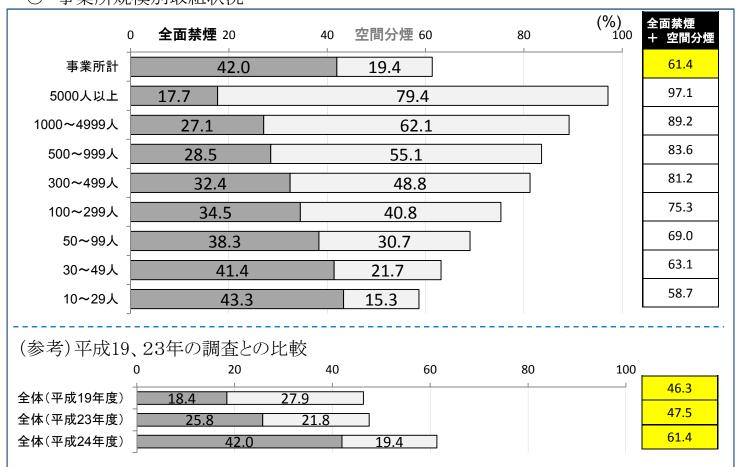
(※)飲食業、宿泊業、娯楽業は、飲食物その他の役務の提供を行う屋内作業場のみ右欄の措置で、その他の屋内作業場は左欄の措置

## 受動喫煙防止対策を促進するための取組

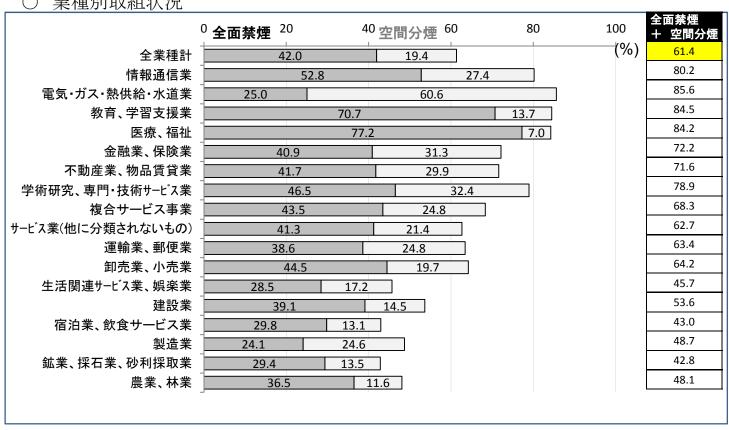
職場における受動喫煙防止対策の取組状況(規模別・業種別)及び事業者・労働者の意識 について

#### <事業所調査>

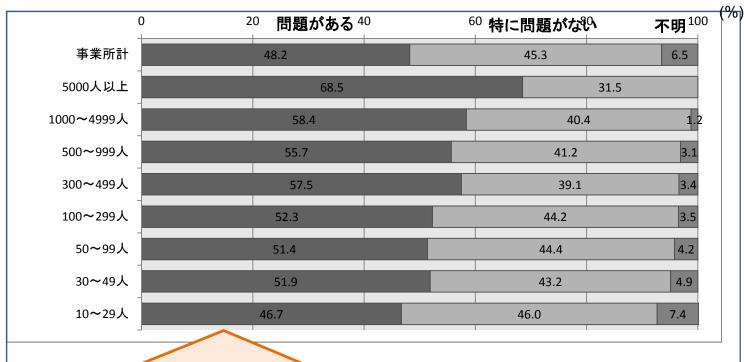
○ 事業所規模別取組状況

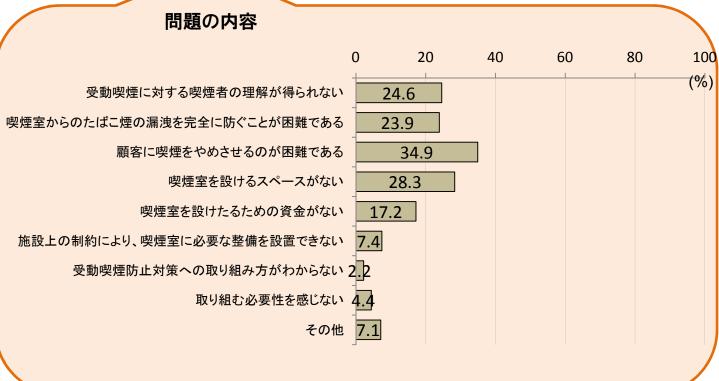


業種別取組状況



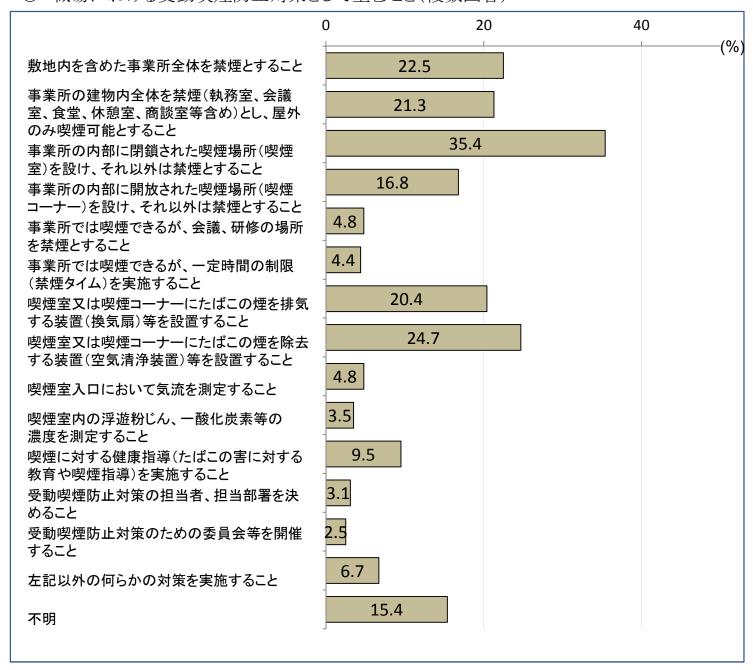
#### ○ 職場の受動喫煙防止対策の問題の有無





※:2つ以内回答、問題があると回答した事業所を100とした場合の%

○ 職場における受動喫煙防止対策として望むこと(複数回答)



#### 【出典】平成24年労働者健康状況調査

- 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部 (統計法に基づく一般統計調査)
- 調査の範囲

[事業所] 約13,000事業所 (常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出) [労働者] 約17,500人 (上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出)